

令和2年さいたま市議会4月臨時会提出議案一覧

合計7件（専決処分報告議案5件・予算議案1件・条例議案1件）

《専決処分報告議案》

議案第102号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第3号））

議案第103号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））

議案第104号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第4号））

議案第105号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課）

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急にさいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、令和2年3月31日付けをもって専決処分したもの。

（内容）

- ・ 国民健康保険税の減額判定所得基準額の見直し
- ・ 国民健康保険税の被保険者均等割額の減額について、5割及び2割の減額対象となる所得基準額を引き上げるもの。

（施行期日） 令和2年4月1日

議案第106号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課）

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給を実施するため、緊急にさいたま市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、令和2年4月13日付けをもって専決処分したもの。

（内容）

1 傷病手当金の支給

- ・ 給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染等による療養のため労務に服することができないときは、傷病手当金を支給することとするもの。

2 傷病手当金の額

- ・ 傷病手当金の額は、直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する金額等とするもの。

3 傷病手当金の支給期間

- ・ 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないこととするもの。

4 適用

- ・ 傷病手当金に係る規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年

9月30日までの間に属する場合の傷病手当金の支給について、適用することとするもの。

(施行期日) 公布の日(適用は令和2年1月1日)

《予算議案》

議案第107号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算(第5号)

《条例議案》

議案第108号 さいたま市市長等の給与の特例に関する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機に直面し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する緊急事態宣言が国内に発出されている現状及びこれに伴う厳しい社会経済情勢を踏まえ、市長等特別職の給与を減額する特例を定めるもの。

(内容)

- ・ 市長等特別職の給与の特例
- ・ 施行日から令和3年3月31日までの間、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員及び特別職の秘書の給与、地域手当及び期末手当を減額するため、給与の月額について次の割合で減額を行うもの。

	割合
市長	100分の30
副市長	100分の20
水道事業管理者	100分の10
教育長	100分の10
常勤の監査委員	100分の10
特別職の秘書	100分の10

(施行期日) 公布の日